

夏期手当、6月30日に一括支給

一般の職員及び再雇用職員Aは2.325月分、再雇用職員B・Cは1.225月分

2026年度給与、国立病院機構に準じた給与改定は難しい

6月22日、市職労は神戸市民病院機構法人本部と担当者交渉を行いました。この交渉で夏期手当について、一般の職員及び再雇用職員Aについては、2.325月分を、再雇用職員B・Cについては、1.225月分を6月30日に一括支給することの回答がありました。

また、給与改定について、国立病院機構に準じた給与改定を行うことが難しくなる可能性があるとの考え方が示されました。これに対し、市職労は、病院職員の努力への期待に応えるためにも、国や市への財政支援を求め、国立病院の準じた給料表改定とするよう申し入れました。

夏期手当は6月30日に一括支給

法人本部：平素より、安全・安心な医療の提供、患者サービスの向上ならびに本機構の運営に多大なご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さる5月20日に、今年度の夏期手当についてご要望をいただきました。

この間、神戸市民病院機構の経営状況、神戸市の状況等を踏まえながら、内部での検討を重ねてきましたので、お答えさせていただきます。

ご要求をお受けした際にも申し上げたとおり、神戸市民病院機構において、厳しい経営状況が継続していますが、夏期手当については、規程どおり、一般の職員及び再雇用Aの職員については2.325月分を、再雇用BとCの職員については、1.225月分を、ご要求どおり6月30日（火）に一括支給します。

また回答が大変遅くなっています、法人職員の給与改定について進捗状況をお伝えします。

令和8年度中に資金ショートを免れない可能性が極めて高い

法人職員の給与改定については、これまでの交渉において、国立病院機構の改定内容や診療報酬改定の内

容を精査したうえで改めてお示したいとお伝えしており、職員のみなさまが2年ぶりの給与改定に対して大変大きな期待を寄せられていることは、私どもとしても真摯に受け止めています。

しかしながら、さる5月20日の要求書受領時にもお伝えしましたとおり、現在、当機構は令和7年度決算見込みにおいて単年度で54.5億円もの莫大な経常赤字を抱え、令和8年度中に資金ショートを免れない可能性が極めて高いという、これまでにない極めて危機的な局面にあります。

このような深刻な財務状況を踏まえ、現在は将来にわたって職員の皆さまの雇用と安心を守り、持続可能な病院経営を早期に確立するため、固定費の削減や投資的経費の見送りなど、一刻の猶予もない「聖域なき経営改善」に法人一丸となって取り組んでいる最中です。

国立病院機構に準じた給与改定は難しくなる可能性がある

私どもとしましては、国立病院機構における給与改定の内容を慎重に精査し、職員のみなさまの期待に応えられるよう検討を重ねてきましたが、当機構の現在の危機的な財務・

●発行 神戸市職員労働組合教宣部

経営状況を鑑みますと、誠に心苦しい限りではありますが、今回は、従来のように「国立病院機構に準じた給与改定」を行うことが難しくなる可能性があります。

職員のみなさまが安心して職務に専念できる環境づくりの大切さは十分に認識していますが、まずは機構の存続自体が危惧されるこの事態を乗り越え、経営を維持することを最優先に考えざるを得ない状況であることを、何卒ご理解をいただきたいと考えています。

具体的な改定内容や今後の方向性につきましては、現在のキャッシュ・フローの推移や経営改善の動向をもう一段階慎重に見極めたうえで、できる限り早期にお示しできるよう、引き続き誠心誠意検討を進めていきます。具体的なお示しができる段階になりましたら、速やかに協議の場を設け、みなさまと対話を重ねながら、ともに一歩ずつ前へ進んでいきたいと考えていますので、誠に恐縮ではありますが、今しばらくお時間をいただけますよう、よろしくお願ひします。

病院職員の努力や期待に応えるためにも、国立病院の準じた給料改定を

市職労：一時金の回答について、持ち帰り協議します。2026年度の法人職員の給料表の改定について、「国立病院機構に準じた給与改定を行うことが難しくなる可能性がある」とのことでしたが、設立当初から、法

人職員の給料表は、市職員との差に不満は残るものの、国立病院機構に準じて改定を行うことが労使双方で確認をしてきました。その中で、昨年は、国立病院機構の改定がなかったため、神戸市でも同様に改定が行われませんでした。2026年度については、国立病院機構は引上げをしており私たちも当然同様の引上げとなると思っていました。

財政の厳しい状況は理解できても、その原因は公立病院で働いている職員にはありません。先日、中央市民病院が厚生労働省による2025年の救命救急センターの評価で12年連続全国1位となり、神戸市会でも感謝を示す決議を可決していましたが、24時間体制で重症患者を受け入れられているのは、そこで働く職員の不断の努力があつてこそです。

病院職員の努力や期待に応えるためにも、国や市への財政支援を求め、国立病院に準じた給料表改定とするようお願いいたします。

神戸市民病院機構職員の給与改定を求める署名にご協力を！

○順次配布しますので、1人1枚のご協力をお願いします

- 【要請内容】
- ・市民病院機構職員の給与について、国立病院機構に準じた改定を2026年4月に遡って行うこと
 - ・職員が健康で意欲をもって働き続けられる労働条件の整備を求めること
 - ・国や神戸市に対し財政支援を求めていくこと

令和 8 年度 夏期手当支給要綱（案）

1. 支給額

ア 期末手当 基準給 × 1.2625 月分
(再雇用職員 B・C については、基準給 × 0.7125 月分)

イ 勤勉手当 基準給 × 1.0625 月分
(再雇用職員 B・C については、基準給 × 0.5125 月分)

2. 支給対象者 給与規程に定める者

3. 減率

ア 期末手当 給与規程どおり

イ 勤勉手当 支給基準（案）のとおり

4. 支給日 令和 8 年 6 月 30 日（火）